

京都市訓令甲第 18 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成 27 年 3 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

第 6 条第 1 号を次のように改める。

(1) 総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長（以下「市民協働・国際化・情報化担当局長」という。）

第 6 条第 5 号，第 7 条第 2 項，第 11 条，第 12 条，第 13 条及び第 19 条中「市民協働・国際化推進担当局長」を「市民協働・国際化・情報化担当局長」に改める。

別記様式中「総合企画局市民協働・国際化推進担当局長」を「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」に改める。

附 則

この訓令は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局総合政策室)